

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
令和4年度鶴見川流域防災拠点広報補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田正彦 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和4年4月1日	特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーク 神奈川県横浜市港北区綱島西2-19-1 レーベンス綱島西II-A	9020005004556	本業務は、鶴見川流域水マスタープラン（以下「水マス」という。）の推進を図るため、流域の市民等が多数来訪する鶴見川流域センターの施設管理・運営を行うものである。 また、来館者の他、水マスや鶴見川流域への理解を深めるため、団体対応及び学習会について、コロナ禍にも対応した情報発信（WEB化）を活用し実施するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワークは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	¥13,904,000	¥13,475,000	96.9%		企画競争
令和4年度鶴見川流域水マスタープラン推進補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田正彦 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和4年4月8日	(株)ニデア 神奈川県横浜市港北区篠原町2792-3	3020001063693	本業務は、鶴見川流域全域を業務範囲として、流域住民一人一人が「鶴見川流域水マスタープラン」（以下「水マス」という。）を理解し、安心、安全のための自発的な取り組みを促すための広報活動を行うものである。また、水マスの5つのマネジメント内容に関して市民への理解を深めるため、意識啓発を推進するものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 株式会社ニデアは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	¥9,185,000	¥8,998,000	97.9%		企画競争
令和4年度鶴見川流域対策広域連携支援業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田正彦 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和4年4月8日	特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワーク 神奈川県横浜市港北区綱島西2-19-1 レーベンス綱島西II-A	9020005004556	本業務は、鶴見川流域の治水、水環境、自然、防災、水辺ふれあいを実現し、健全な水循環系を構築するために策定された「鶴見川流域水マスタープラン」（以下「水マス」という。）を推進するために行うものである。本業務では、流域における水マスの目標に合致した活動団体等として認定されている「水マス推進サポーター」（以下「サポーター」という。）同士及び、鶴見川流域水協議会の各自治体とサポーターの意見交換、活動交流、相互支援等の機会を提供することにより、サポーターの活動内容の拡大と、更に広く流域の市民、市民団体、企業等の意識を掘り起こし、流域貢献活動へ誘導することを目的とするものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 特定非営利活動法人鶴見川流域ネットワークは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	¥7,711,000	¥7,370,000	95.5%		企画競争

公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	備 考
R 4 多摩川中流域河川情報発信業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田正彦 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和4年4月8日	特定非営利活動法人多摩川センター 東京都渋谷区神宮前1-20-14 神宮村301	5011005001011	本業務は、多摩川における河川の整備や環境対策、防災対策への取り組み等、情報の発信を行い、河川事業及び防災対策についての理解を深めてもらうことを目的とする。 本業務を遂行するためには、高度な企画立案を必要とすることから、業務に対する実施方針・実施フロー・工程表、特定テーマに対する企画提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される企画競争により選定を行った。 特定非営利活動法人多摩川センターは、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	¥5,027,000	¥4,961,440	98.6%		企画競争
R 4 多摩川流域懇談会運営補助業務	分任支出負担行為担当官 関東地方整備局 京浜河川事務所長 竹田正彦 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央2-18-1	令和4年4月8日	株式会社建設技術研究所東京本社 東京都中央区日本橋浜町3-21-1	7010001042703	本業務は、多摩川流域の河川事業に対する理解を深めてもらい、市民と行政がこれからの多摩川を育むコミュニケーションの場として行われる多摩川流域セミナーの企画案作成を行う多摩川流域懇談会運営委員会の運営補助を行うものである。また、多摩川流域セミナーにおいては、意見交換会等で参加者から得られた意見を集約し、多摩川水系河川整備計画のフォローアップ等の基礎資料として整理とりまとめるものである。 本業務を遂行するためには、高度な企画力を必要とすることから、実施方針・実施フロー・工程計画、特定テーマなどを含めた企画提案を求め、企画競争により選定を行った。 建設技術研究所東京本社は、企画提案書をふまえ当該業務を実施するのに適切と認められたため、上記業者と契約を行うものである。 適用法令 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号	¥5,500,000	¥5,500,000	100.0%		企画競争